

# 「異動願(届)」の記入例

**返還誓約書の機構送付** (学校記入項目。送付済の場合は。2010年度以降採用者は返還誓約書を送付していない場合、本願(届)を作成できません。)

以下、該当する異動種別(【退学】【辞退】等)及び異動事由(病気、経済事情等)をで選択。**本枠は必須。**

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> <b>【退学】</b>	
奨学生	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 経済事情 <input checked="" type="checkbox"/> 一身上 <input type="checkbox"/> その他	
学校	退学日／除籍日	退学決定日／除籍決定日※
	2018年9月21日	20年 月 日
<small>※退学日／除籍日が遡り、決定日までの通学実態を確認できる場合に記入。休学から復学せず退学／除籍となり、その日付が遡る場合は、決定日までの休学手続きがとられている場合に記入。決定日に基づく異動始期で「退学」の入力を行います。</small>		

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> <b>【辞退】(奨学生の自署・押印が必要)</b>	
奨学生	<input type="checkbox"/> 病気 <input checked="" type="checkbox"/> 経済事情 <input type="checkbox"/> 一身上 <input type="checkbox"/> 他奨学生採用 <input type="checkbox"/> その他	最終受領希望年月 2018年9月分迄
学校		卒業期※ 2022年3月 (見込)
	<small>※学籍確認のため卒業期の記入は必須。すでに退学／除籍が決定しているが退学日／除籍日に基づく異動始期の前月以前の振込みが保留されており、最終振込年月までで辞退する場合は、左欄「退学日／除籍日」を記入。</small>	

## ●退学／除籍の注意点

- ・異動始期は退学日／除籍日の翌月(月の初日はその月)。上記例の異動始期は2018年10月。2018年9月1日の場合は2018年9月。
- ・退学日／除籍日に基づく異動始期の前月以前の振込みが保留されている場合は、「停止」(事由:異動処理都合)を入力後、「退学」の入力を行う。
- (例) 3月31日付退学だが1月分より保留中  
⇒ × 1月を異動始期とする「退学」  
○ 1月を異動始期とする「停止」(事由:異動処理都合)を入力後、4月を異動始期とする「退学」を入力。
- ・退学日／除籍日が遡り、決定日までの通学実態を確認できる場合は、必ず「退学決定日／除籍決定日」欄も記入。退学決定日／除籍決定日の翌月(月の初日はその月)を異動始期とする「退学」の入力が可能。「停止」中の場合も決定日までの通学実態を確認できる場合は同様の取扱いが可能。
- ・休学により「休止」となっている奨学生の退学日／除籍日が遡る場合は、決定日までの休学の手続きがとられているときに限り、前項と同様の取扱いが可能。

## ●辞退の注意点

- ・奨学生本人の自署・押印が必要。
- ・奨学生本人による「最終受領希望年月」欄の記入が必要。
- ・学校による「卒業期」欄の記入が必要。
- ・異動始期は最終受領希望年月の翌月。上記例の異動始期は2018年10月。
- ・「休止」又は「停止」中の「辞退」の異動始期は、「辞退」の入力を行う月の翌月。ただし、「休止」又は「停止」の期間が2年(大学院で留学を事由とする「休止」は3年)を超える場合の「辞退」については、2年(大学院で留学を事由とする「休止」は3年)を超えた月が異動始期となるため、そのようにできない場合は入力せず「異動願(届)」を送付する。
- (例1) 2016年10月から「休止」で、2018年5月にスカラACから「辞退」入力。⇒異動始期2018年6月
- (例2) 2016年10月から「休止」で、2018年11月にスカラACから「辞退」入力。⇒異動始期2018年10月とすべきだが自動的に2018年12月になるため、入力せず「異動願(届)」を送付(大学院で留学を事由とする「休止」の場合を除く。)
- ・辞退後、卒業期までの返還期限猶予を希望する場合は、スカラPSによる在学猶予願又は在学届を提出。提出がないと在学中であっても返還が開始される。

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> <b>【死亡】</b>	
学校	<input checked="" type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> その他	死亡日 2018年9月2日

## ●死亡の注意点

- ・異動始期は死亡日の翌月(月の初日はその月)。上記例の異動始期は2018年10月。2018年9月1日の場合は2018年9月。
- ・組戻しが間に合う場合は、本来の異動始期の前月以前を異動始期とすることも可能。上記例の場合、2018年9月を異動始期とすることも可能。

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> <b>【辞退(短縮卒業・修了)】</b>	
学校	短卒・修了	卒業日／修了日 2019年3月25日

## ●辞退(短縮卒業・修了)の注意点

- ・異動始期は卒業日／修了日の翌月(月の初日はその月)。上記例の異動始期は2019年4月。2019年3月1日の場合は2019年3月。
- ・短縮卒業・修了の場合は「異動願(届)」の送付が必要。

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> <b>【休止(通常の休学)】</b>	
奨学生	<input checked="" type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> 経済事情 <input type="checkbox"/> 一身上 <input type="checkbox"/> その他	
学校	休学日	休学決定日※
	2018年10月1日	20年 月 日
<small>※休学日が遡る場合で、決定日までの通学実態を確認できる場合のみ記入。決定日に基づく異動始期で「休止」の入力を行います。</small>		

## ●休止(通常の休学)の注意点

- ・異動始期は休学日の翌月(月の初日はその月)。上記例の異動始期は2018年10月。2018年10月2日の場合は2018年11月。
- ・併用貸与の奨学生は両方の奨学生番号の記入が必要。片方のみの「休止」は不可。
- ・「休止」から2年以内に「復活」の見込がない場合は「辞退」の指導が必要。
- ・休学日が遡る場合で、決定日までの通学実態を確認できる場合は、必ず「休学決定日」欄も記入。休学決定日の翌月(月の初日はその月)を異動始期とする「休止」の入力が可能。

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> <b>【休止(通常の休学)からの復活】</b>	
奨学生	復活の開始 (未選択は卒業に合わせる)	<input checked="" type="checkbox"/> 学籍上の日付 <input type="checkbox"/> 卒業に合わせる
学校	休学日	休学決定日※
	2018年10月1日	20年 月 日
	復学日	卒業期
	2019年4月1日	2022年3月 (見込)
<small>※休学決定日に基づく異動始期で「休止」とした場合は必ず記入。記入がないと振込超過と判断され、振込再開が遅れることがあります。</small>		

## ●休止(通常の休学)からの復活の注意点

- ・奨学生本人の自署・押印が必要。
- ・奨学生本人は「復活の開始」を選択可能。未選択でもよいが、その場合は自動的に「卒業に合わせる」となり、場合によっては振込再開が遅れることがある。
- (例) 2017年10月1日から2018年3月31日まで休学し、2018年4月1日付で復学した。この休学により、卒業期が2020年3月から2021年3月に延期した。「復活の開始」は「卒業に合わせる」。
- ⇒ ○2018年10月から振込再開 貸与終期2021年3月
- ⇒ ×2018年4月から振込再開 貸与終期2021年3月 (総貸与月数は変わらない。)
- ・「復活」できる時期から3か月経過後に願出があった場合は、届出年月日の属する月から振込再開。
- ・休学決定日に基づく異動始期で「休止」とした場合は、必ず「休学決定日」欄も記入。記入がないと振込超過と判断され、振込再開が遅れることがある。

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【 <b>休止(留学)</b> 】
学校	本願(届)右下の【 <b>留学情報</b> 】を記入

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【 <b>休止(留学)からの復活</b> 】
奨学生	復活の開始 (未選択は卒業に合わせる) <input type="checkbox"/> 学籍上の日付 <input checked="" type="checkbox"/> 卒業に合わせる
学校	復活希望年月※ 20 年 月
学校	本願(届)右下の【 <b>留学情報</b> 】を記入
	卒業期 2022 年 3 月 (見込)

● 休止(留学)の注意点

- ・異動始期は留学時の身分により異なる。  
休学：休学日の翌月(月の初日はその月)  
留学：留学の身分に異動する日の翌月(月の初日はその月)  
在学：学校で把握する留学開始日の翌月(月の初日はその月)
- ・併用貸与の奨学生は両方の奨学生番号の記入が必要。片方のみの「休止(留学)」は原則として不可。
- ・「休止(留学)」から2年以内(大学院は3年以内)に「復活」の見込がない場合は「辞退」の指導が必要。
- ・【**留学情報**】欄は学校でもれなく記入。
- ・海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度の支給を受ける場合は、「国費情報」欄の該当する経費にを付け、受給期間を記入。
- ・3か月未満の留学の場合、また、海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度の支給を受ける期間は「休止(留学)」不要。ただし、奨学生本人の希望により「休止(留学)」とすることも可能。
- ・「留学時の身分」欄は、通常はいずれか1つにを付け、その身分の期間を「上記で選択した身分の期間」欄の1に記入する(上図参照)。多くの場合、留学時の身分は1種類であり、渡航期間はその身分の期間に収まるが、1つの留学のなかに複数の身分が存在する場合は、該当する身分の内に時系列順に1又は2の番号を付け、その番号に対応する「上記で選択した身分の期間」を記入する。

【 <b>留学情報</b> 】 学校記入欄。該当するものを <input checked="" type="checkbox"/> で選択する。	
国名	アメリカ合衆国
留学時の身分※1	<input checked="" type="checkbox"/> 休学 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 在学
上記で選択した身分の期間※2	1. 2018年10月1日～2019年9月30日 (2. 20 年 月 日～20 年 月 日)
国費情報(ある場合のみ)※3	<input checked="" type="checkbox"/> 海外留学支援制度 <input type="checkbox"/> 官民協働海外留学支援制度 受給期間：2018年10月～2019年9月
留学奨学金継続願提出	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
第二種奨学金(短期留学)申請	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

※1 通常はいずれか1つにを付ける。留学中に複数の身分が存在する場合はを付けず、内に時系列順に1又は2の番号を付ける。「記入例」参照。  
※2 通常は1に「留学時の身分」欄でを付けた期間を記入する。「休学」を選択した場合は休学期間、「留学」を選択した場合は「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。「留学時の身分」欄にでなく1又は2の番号を付けた場合は、番号と対応する期間を本欄の1及び2に記入する。「記入例」参照。  
※3 この2つ以外は「私費」として取扱い、記入不要。

その身分の期間を「上記で選択した身分の期間」欄の1に記入する(上図参照)。多くの場合、留学時の身分は1種類であり、渡航期間はその身分の期間に収まるが、1つの留学のなかに複数の身分が存在する場合は、該当する身分の内に時系列順に1又は2の番号を付け、その番号に対応する「上記で選択した身分の期間」を記入する。

(例：複数の身分が存在する場合の書き方)

【 <b>留学情報</b> 】 学校記入欄。該当するものを <input checked="" type="checkbox"/> で選択する。	
国名	アメリカ合衆国
留学時の身分※1	<input checked="" type="checkbox"/> 2 休学 <input type="checkbox"/> 留学 <input checked="" type="checkbox"/> 1 在学
上記で選択した身分の期間※2	1. 2018年8月15日～2018年9月30日 (2. 2018年10月1日～2019年9月30日)

←休学前に在学の身分で渡航し、学校がそれを留学と認めて「休止(留学)」とする場合はこのように記入する(「休止(留学)」の異動始期は2018年9月)。一方、留学が休学後に始まる場合は身分「休学」をで選択し、「上記で選択した身分の期間」欄の1に休学期間のみを記入する(上図に同じ)。「休止(留学)」の異動始期は2018年10月)。

● 休止(留学)からの復活の注意点(【**留学情報**】欄の注意点は「休止(留学)」と共通)

- ・奨学生本人の自署・押印が必要。
- ・奨学生本人は「復活の開始」を選択可能。未選択でもよいが、その場合は自動的に「卒業に合わせる」となり、場合によっては振込再開が遅れることがある(詳細は前記「● 休止(通常の休学)からの復活」参照)。
- ・「復活」可能な時期は「留学終期の翌日の属する月」。ただし、海外留学支援制度又は官民協働海外留学支援制度の受給者はそれ以外の「復活」も可能。詳細は「【**貸与奨学金**】平成30年度 奨学事務の手引」第5-2-4頁参照。
- ・「復活」可能な時期から3か月経過後に願出があった場合は、届出年月日の属する月から振込再開。

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【 <b>休止(長期欠席)</b> 】
学校	長期欠席
	休止開始年月 2018 年 10 月

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【 <b>休止(長期欠席)からの復活</b> 】
学校	復活年月 2019 年 1 月
	卒業期 2020 年 3 月 (見込)

● 休止(長期欠席)の注意点

- ・異動始期は最終振込年月(学校が長期欠席を把握した月)の翌月。上記例の異動始期は2018年10月。
- ・併用貸与の奨学生は両方の奨学生番号の記入が必要。片方のみの「休止」は不可。
- ・「休止」から2年以内に「復活」の見込がない場合は「辞退」の指導が必要。

● 休止(長期欠席)からの復活の注意点

- ・奨学生本人の自署・押印が必要。
- ・復活年月は学校が把握する通学再開の時期。奨学生本人の選択ではない。例えば、1月から通学を再開した奨学生が長期欠席中の11月からの振込再開を希望しても認められない。
- ・卒業期が長期欠席前と比べて延期している場合は「復活」不可。成績を理由とした「廃止」又は「停止」の認定報告が必要。

記入者	<input type="checkbox"/> 【 <b>休止(長期履修学生の貸与先送り)</b> 】(奨学生の自署・押印が必要)
奨学生	貸与・給付先送り※
学校	中断希望年月 2019 年 4 月分から
	卒業期 2022 年 3 月 (見込)

記入者	<input checked="" type="checkbox"/> 【 <b>休止(長期履修学生の貸与先送り)からの復活</b> 】
奨学生	復活希望年月 2020 年 4 月
学校	卒業期 2022 年 3 月 (見込)

● 休止(長期履修学生の貸与先送り)の注意点

- ・奨学生本人の自署・押印が必要。
- ・異動始期は奨学生本人が希望する任意の年月。
- ・併用貸与の奨学生は両方の奨学生番号の記入が必要。片方のみの「休止」は原則として不可。
- ・「休止」から2年以内に「復活」の見込がない場合は「辞退」の指導が必要。
- ・「休止」時点で長期履修課程の卒業期を確認。

● 休止(長期履修学生の貸与先送り)からの復活の注意点

- ・奨学生本人の自署・押印が必要。
- ・復活希望年月は奨学生本人が希望する任意の年月。
- ・「休止」時点から卒業期が延びていないことを確認。